

契約締結時書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

商号 株式会社 Success Club 投資顧問
住所 107-0052 東京都港区赤坂 6 丁目 3 番 16 号 赤坂瀬戸ビル 4 階
(JSK パートナーズ株式会社内)
TEL 03-5643-5301

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、
登録番号は次のとおりです。
登録番号: 関東財務局長(金商) 第 1046 号

1. 投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

1. 業務運営に関する基本原則

- ・当社は、金融商品取引業の業務を遂行するにあたり、社内規則によるほか、金融商品取引法、及び関係法令を遵守し、これに必要な社内体制を整備するものとする。
- ・当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し誠実かつ公正に、金融商品取引業務を遂行する。
- ・当社は、投資助言業務に関し、顧客のため忠実に、かつ、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行する。

2. 業として行う金融商品取引行為の種類

- ・金融商品取引法第2条第8項第11号に定める業務（投資顧問契約を締結し、有価証券の価値等・金融商品の価値等の分析に基づく投資判断・助言を行う）

3. 投資助言に関する事項

助言を行う有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類

- ・株式現物取引及び信用取引
- ・株価指数先物取引
- ・株価指数オプション取引
- ・暗号資産現物取引及び信用取引
- ・暗号資産デリバティブ取引
- ・暗号資産オプション取引

アナリスト

株式 北浜 流一郎 きたはま りゅういちろう

2.提供する投資助言の内容および方法

有価証券の価値等・金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を次の会員区分に従って行い、お客様から会員区分に基づいて助言料・助言報酬を頂きます。

3 料金・決済方法等

- (1)会費:会費の発生するサービスは、ご契約時にクレジットカードまたは銀行振り込みにてお支払い頂きます。
- (2)成功報酬:なし
- (3)その他の費用
振込手数料はお客様負担となります。

4. 有価証券に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

- ・ 株式
株価変動リスク:株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。株式発行者の信用リスク:市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 債券
価格変動リスク:債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。
債券発行者の信用リスク:市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 信用取引等
信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回る場合があります。
- ・ 暗号資産(仮想通貨)
暗号資産交換取引及び暗号資産デリバティブ取引においては、証拠金の差し入れが必要です。暗号資産関連取引は元本を保証するものではなく、取引資産等の価格変動により損失が生じることがあります。その損失の額が受入証拠金の額を上回る場合があります。暗号資産の価格は需給バランスの変化や物価、法定通貨、他の市場の動向、その他予期せぬ事象により急激に変動、下落する可

能性があり、価格がゼロとなる可能性があります。また、値動きの状況によって注文が約定しない場合や意図しない取引成立する可能性があります。

5. 契約の解除について

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

1 クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、本契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数(ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。))をいただきます。
この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

2 クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書による意思表示及び当社ウェブでの申出による意思表示で契約を解除できる。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を受領する。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金する。

3 その他費用

返金時の振込手数料につきましては、弊社負担とさせていただきます。

6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

7. 契約の締結等

当社は、お客様が次のいずれかに該当すると判断した場合は契約の解除または契約の更新を行わないことがあります。

- ・お客様が提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ・お客様の取引報告に虚偽があると判断した場合
- ・当社が提供する各サービス情報を第三者と共有または、当社の許可なく第三者に開示していると判断した場合

8. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)

③当社が、投資助言葉を廃業したとき

9. 秘密の保持

個人情報保護方針の要旨に照らし、個人情報の適切な保護と適正な管理に努めます。当社はこの契約に関連して知りえたお客様の財産の状況や、他の事情については、秘密を厳守するものとします。

10. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

(苦情処理措置について)

- 1 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第115条の2第1項第2号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置として講じ、締結している東京弁護士、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三会」という。)が金融商品取引法(以下「法」という。)第78条の6において準用する法第77条第1項の規定により行う苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図る。
- 2 当社は、自社でできる限りの対応し、解決に至らなかった場合には、東京三会在が行う苦情処理の手続きに従って、苦情の解決に努めるものとする。
- 3 当社は、東京三会を通じて苦情の解決を図る旨、及び東京三会の連絡窓口を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。

(紛争解決措置)

- 1 当社は、金商業等府令第115条の2第2項第1号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として講じ、締結している東京三会の金融 ADR 制度の利用に関する協定により紛争の解決を図る。
- 2 当社は、東京三会在が行う金融 ADR 制度の利用に関する協定の手続きに従って、紛争の解決に努めるものとする。
- 3 当社は、東京三会を通じて紛争の解決を図る旨、及び東京三会の連絡窓口を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。

東京弁護士会 紛争解決センター

受付時間：月～金(祝日・年末年始を除く)

9時30分～12時00分 13時00分～15時00分

TEL 03-3581-0031

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6階

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/>

投資顧問契約に係るリスクについて

ホームページ上、メール上で提供している情報はいずれも、将来の運用成果を約束するものではありません。これらの情報は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保障するものではなく、判断、評価を含む記述はあくまでも弊社の判断に基づく予測であることを予めご了承ください。実際の投資商品の売買におきましては、自己資金等を十分考慮した上、ご自身の判断・責任のもとご利用下さいませ。提供する情報に基づき利用者の皆様が判断し投資した結果については、一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。国内上場有価証券等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。信用取引を行う場合は、信用取引の額が当該取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。手数料等およびリスク等については、当該商品等の契約締結前交付書面やお客様向け資料等をよくお読みください。

重要事項、及び注意事項

投資顧問契約にあたっては「金融商品取引法第37条の3」の規定に基づき、ご負担頂く助言報酬(以下「情報提供料金」)や、助言の内容および方法(以下「提供サービス内容」)、リスクや留意点を記載した「契約締結前交付書面」を予めお読み頂き、内容をご理解の上ご契約をお願いしております。ご契約に関する事前の注意事項、情報提供料金、提供サービス内容に関しましては、各商品の詳細ページにて事前にご確認頂き、内容をご理解の上お取引下さい。金商法上の有価証券等の投資商品には、相場や金利水準等の価格の変動、及び有価証券の発行者等の信用状況の悪化や、それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があり、投資手法によっても同様の損失が生ずるおそれがあります。

会社概要

関東財務局長(金商)第1046号

投資助言・代理業

株式会社 Success Club 投資顧問

107-0052 東京都港区赤坂6丁目3番16号 赤坂瀬戸ビル4階

(JSK パートナーズ株式会社内)

<http://sccessc.tokyo/>

代表取締役 片寄 敬三

当社への連絡方法

以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-5643-5301

メールアドレス sc-info@successc.tokyo